

豊橋市監査公表第12号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月18日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

令和5年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
会計課	会計課	55	意見	<p>【収入未済額の確認について】</p> <p>各課が収入未済額と財務会計システムとの整合性を確認し、提出する収入未済額繰越通知書に、繰り越す年度において調定処理した際に発行される調定番号を記載するなど財務会計システムとの整合性の確認欄を設けるとともに、この提出を受けた会計課も追加確認することが望ましいと考える。</p>	<p>令和6年3月29日、及び令和6年5月17日発出の各課宛て事務連絡では、収入未済額繰越通知書の提出に合わせ、繰り越す年度で調定処理を行った際に起票した調定決議書の写しを新たに添付するよう求め、各課が収入未済額と財務会計システムとの整合について確認するよう徹底させるとともに、提出された通知書・調定決議書を会計課においても確認を行うことで、より適正な処理が行われるよう一部運用を変更した。</p>	R6.6.7